

令和4年度恵庭市教育委員会会議(1月定例会)会議録

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|------|--------|----------|--------|--------|------------|--------|---------|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|--------|---------|--------|
| 日 時 | 令和5年1月13日(金) 開会17時30分 閉会18時45分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会 場 | 市民会館 1F 第1会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席委員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td>岩 淵 隆</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>土 谷 秀樹</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>尾 形 直子(欠席)</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>福 屋 栄人</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>白 崎 亜紀子</td> </tr> </table> | 教育長 | 岩 淵 隆 | 教育長職務代理者 | 土 谷 秀樹 | 委 員 | 尾 形 直子(欠席) | 委 員 | 福 屋 栄人 | 委 員 | 白 崎 亜紀子 | | | | | | | | | | | | |
| 教育長 | 岩 淵 隆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育長職務代理者 | 土 谷 秀樹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 尾 形 直子(欠席) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 福 屋 栄人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 白 崎 亜紀子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議出席者 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育部長</td> <td>竹 内 春実</td> </tr> <tr> <td>教育部次長</td> <td>大 嶋 克幸</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>早 川 剛志</td> </tr> <tr> <td>教育支援課長</td> <td>藤 本 恵美子</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター長</td> <td>加 藤 孝行</td> </tr> <tr> <td>社会教育課長</td> <td>黒 氏 優子</td> </tr> <tr> <td>読書推進課長</td> <td>岩 崎 春恵</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館長</td> <td>高 橋 光男</td> </tr> <tr> <td>教育施設課長</td> <td>堀 越 拓也</td> </tr> <tr> <td>教育総務課学力向上アドバイザー</td> <td>木 村 博子</td> </tr> <tr> <td>教育総務課主査</td> <td>柴 田 慎一</td> </tr> </table> | 教育部長 | 竹 内 春実 | 教育部次長 | 大 嶋 克幸 | 教育総務課長 | 早 川 剛志 | 教育支援課長 | 藤 本 恵美子 | 学校給食センター長 | 加 藤 孝行 | 社会教育課長 | 黒 氏 優子 | 読書推進課長 | 岩 崎 春恵 | 郷土資料館長 | 高 橋 光男 | 教育施設課長 | 堀 越 拓也 | 教育総務課学力向上アドバイザー | 木 村 博子 | 教育総務課主査 | 柴 田 慎一 |
| 教育部長 | 竹 内 春実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育部次長 | 大 嶋 克幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課長 | 早 川 剛志 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育支援課長 | 藤 本 恵美子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター長 | 加 藤 孝行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会教育課長 | 黒 氏 優子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 読書推進課長 | 岩 崎 春恵 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郷土資料館長 | 高 橋 光男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育施設課長 | 堀 越 拓也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課学力向上アドバイザー | 木 村 博子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課主査 | 柴 田 慎一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議題及び議事の概要 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議の傍聴を許可された者 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議事録署名委員 | 白 崎 亜紀子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和4年度恵庭市教育委員会会議(1月定例会)結果表

令和5年1月13日(金) 17時30分開会

18時45分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

| 事案番号 | 件名 | 議決結果 |
|-------|--------------------------------|------|
| 議案第1号 | 教職員の懲戒処分の内申について | 原案可決 |
| 議案第2号 | 恵庭市立学校通学区域規則の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第3号 | 恵庭市高等学校等入学準備金支給条例施行規則の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第4号 | 恵庭市大学奨学金支給条例施行規則の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第5号 | 恵庭市フッ化物洗口事業実施規程の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第6号 | 補正予算について | 原案可決 |
| 報告1 | 令和4年第4回定例会 一般質問について | 報告済み |
| 報告2 | ステップルームについて | 報告済み |
| 報告3 | 第75回優良公民館表彰の受賞について | 報告済み |

○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員

事務局 :竹内教育部長、大嶋教育部次長、早川教育総務課長、藤本教育支援課長、加藤学校給食センター長、黒氏社会教育課長、岩崎読書推進課長、高橋郷土資料館長、堀越教育施設課長、木村教育総務課学力向上アドバイザー、柴田教育総務課主査

議 事 録

開会 17時30分

教育長 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。

事務局 今回会議の議事録署名委員は、白崎委員をお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

委員 (承認)

次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。

(事務局から前回の議事録について報告)

ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。

各委員 (はいの声)

教育長 続いて日程3、議案に入ります。

議案第1号、教職員の懲戒処分の内申について、傍聴者はありませんが、非公開で開催したいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

教育長 それでは、事務局から説明をお願いします。

(審議終了)

次に、議案第2号は、恵庭市立学校通学区域規則の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号、恵庭市立学校通学区域規則の一部改正について説明いたします。13ページの議案2をご覧ください。改正の内容であります。申請や届出に係る保護者の負担軽減を図るため、指定学校の変更申立に係る申請書、及び私立学校などへの就学に係る届出書への押印を廃止するものです。14ページ及び15ページの新旧対照表をご覧ください。それぞれ、左の現行に記載の、14ページの様式第1号区域外就学許可申請書、及び15ページの様式第2号区域外就学届出書の下

線部の押印欄を削除し、右の改正後のおり変更するものです。最後に13ページに戻りまして、附則であります。第1項は施行期日として、本改正規則を議決後、公布の日から施行すること、第2項は経過措置として、施行日以後に改正前の様式を使用した場合も、改正後の様式とみなすことを規定しております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長 ただいまの議案第2号について、ご質疑等はございますか。

委 員 印鑑廃止については、印鑑を従来どおり押すものもあれば廃止されるものもあります。基準みたいなものはあるのでしょうか。

事 務 局 市役所全庁的に押印見直しということで進めておりますが、委員ご指摘のとおり、権利関係の書類など、押印が省略できないものもあると思います。今回のご提案については、例えば学校に在籍してる児童生徒から提出されるものですとか、学校を通じて上がってくるものであれば、署名は当然してもらいますが、本人確認は学校に在籍していれば確認が取れるということで、押印の重要度は低いと判断しております。印鑑をただ無くすというのではなく、それぞれ押印の必要性を考えて進めているところです。

委 員 事案によって、それぞれ考え方が出てくるということですか。

事 務 局 それぞれ考え方を整理して、廃止するかどうかを決めるということですか。

教 育 長 他にございますか。

各 委 員 (なしの声)

教 育 長 それではお諮りいたします。議案第2号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 (はいの声)

教 育 長 議案第2号については、原案のとおりとします。
以上で議案第2号について終了いたします。

それでは、議案第3号に進みます。

議案第3号は恵庭市高等学校等入学準備金支給条例施行規則の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号、恵庭市高等学校等入学準備金支給条例施行規則の一部改正について説明いたします。17ページの「議案3」をご覧ください。改正の内容であります

が、申請に係る保護者及び中学校の負担軽減を図るため、申請書への押印を廃止するものであります。18ページの新旧対照表をご覧ください。左の現行に記載の様式第1号「恵庭市高等学校等入学準備金支給申請書」中、下線部の押印欄2か所を削除し、右の改正後のとおり変更するものであります。最後に17ページに戻りまして、附則であります。第1項は施行期日として、本改正規則を教育委員会議決後、公布の日から施行すること、第2項は経過措置として、施行日以後に改正前の様式を使用した場合も、改正後の様式とみなすことを規定しております。ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長

議案第3号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

お諮りいたします、議案第3号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員

(はいの声)

教 育 長

議案第3号については、原案のとおりとします。

以上で議案第3号について終了いたします。

それでは、議案第4号に進みます。

議案第4号は、恵庭市大学奨学金支給条例施行規則の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号、恵庭市大学奨学金支給条例施行規則の一部改正について、説明いたします。20ページの議案4をご覧ください。改正の内容であります。願書の提出や届出に係る申請者本人及び保護者の負担軽減を図るため、願書や各種届出書への押印を廃止するものであります。21ページから26ページまでの新旧対照表をご覧ください。それぞれ左の現行欄に記載の、21ページの様式第1号奨学生願書、22ページの様式第8号休学届、23ページの様式第9号復学届、24ページの様式第10号転学届、25ページの様式第11号退学届、26ページの様式第12号変更届中、下線部の押印欄を削除し、右の改正後のとおり変更するものであります。最後に20ページに戻りまして、附則であります。第1項は施行期日として、本改正規則を議決後、公布の日から施行すること、第2項は経過措置として、施行日以後に改正前の様式を使用した場合も、改正後の様式とみなすことを規定しております。ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長

議案第4号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長 お諮りいたします、議案第4号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 （ はいの声 ）

教 育 長 議案第4号については、原案のとおりとします。
以上で議案第4号について終了いたします。

それでは、議案第5号に進みます。

議案第5号は、恵庭市フッ化物洗口事業実施規程の一部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号、恵庭市フッ化物洗口事業実施規程の一部改正について、説明いたします。28ページの議案5をご覧ください。説明の前に、このフッ化物洗口についてですが、市内全小学校で平成27年度から実施しておりますが、新型コロナウイルス感染対策として、令和2年度以降は実施できていない状況となっております。改正の内容でありますが、申込や指示に係る保護者及び学校歯科医の負担軽減を図るため、申込書及び指示書への押印を廃止するものです。29ページから31ページまでの新旧対照表をご覧ください。それぞれ左の現行に記載の、29ページの様式第1号フッ化物洗口申込書、30ページの様式第3号指示書、31ページの様式第4号指示書の下線部の押印欄を削除し、右の改正後のとおり変更するものであります。最後に28ページに戻りまして、附則であります。本改正訓令を議決後に施行することを規定しております。なお、本規程による申込書及び指示書は、新小学1年生の保護者や学校歯科医に新たに配布することから、旧様式の使用に係る経過措置は規定しておりません。ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

教 育 長 議案第5号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員 （ なしの声 ）

教 育 長 お諮りいたします、議案第5号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 （ はいの声 ）

教 育 長 議案第5号については、原案のとおりとします。
以上で議案第5号について終了いたします。

それでは、議案第6号に進みます。

議案第6号は補正予算についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号の補正予算につきまして、まず33ページの説明資料をご覧ください。記載の4件、及び本日机上に当日配付の2件のほか、繰越明許費補正、地方債補

正、債務負担行為補正について、担当課長より順次ご説明いたします。

はじめに、債務負担行為補正について、最後のページ、44ページをご覧ください。こちらは複合機整備事業ということで、高速プリント機能を有した複合機は、恵北中学校で既に令和3年度に導入しておりますが、令和5年度に残り12校にも導入し、小中学校全校での複合機の整備を行うことで、印刷作業の高速化・効率化により、教職員の事務負担の軽減を図ることを目的としております。学校教育予算要望委員会からの要望も高かったものであります。4月から事業を円滑に行うため、令和5年度予算確定前の本年度中に入札や発注等を行うことが必要なため、令和4年度恵庭市小中学校複合機整備事業として、債務負担行為補正を行うものであります。期間は、令和4年度から、複合機のリース契約期間満了の令和10年度まで、限度額は令和5年度からの契約期間の6年間で58,452,000円であります。教育総務課分は以上です。

読書推進課分について、説明の前に、34ページ表中の内容の欄の柏木町老人クラブ「柏木友の会」様、大安寺婦人会様からいただいた寄付の、寄付先を「柏木小学校」と記載しておりますが「柏小学校」の誤りです。大変、申し訳ありません。訂正をお願いいたします。それでは34ページをご覧ください。歳入、子どもの読書活動を支える寄附として、恵み野親の会様より150,000円、柏木町老人クラブ柏木友の会様より10,000円、かしわのもり緑のカフェ様より20,000円、大安寺婦人会様より5,000円、恵庭小学校PTA様より100,000円のご寄付をいただきました。35ページをご覧ください。歳出として、ご寄付いただいた額の倍額を補正し、恵み野小学校、恵み野旭小学校にそれぞれ100,000円、柏小学校に、併せて50,000円、恵庭小学校に200,000円、合計450,000円を、学校図書館、図書資料費として補正するものです。43頁をご覧ください。歳出として、恵み野中学校に100,000円、恵庭中学校に20,000円、合計120,000円を学校図書館、図書資料費として補正するものです。読書推進課分については以上です。

次に、教育施設課分として、和光小学校講堂トイレ改修事業補正予算についてご説明申し上げます。和光小学校講堂トイレ改修事業になりますが、築後30年経過し老築化が進む講堂のトイレについて便器の洋式化、床の乾式化を行い、学校環境改善を行うものであり、今年度交付金の交付決定があったため予算を補正し、令和5年度に全額繰り越しを行う補正になります。36ページをご覧ください。歳入になりますが文科省交付金として3,294,000円の歳入となります。続きまして37ページ教育債ですが15,600,000円の補正となり、現年度と合わせ合計18,200,000円となります。続きまして歳出ですが、39ページをご覧ください。工事費、管理費含めまして24,310,000円となり、38ページのとおり5年度に全額繰り越しとなります。続きまして40ページをご覧ください。起債限度額補正になりますが、現在の限度額は23,700,000円ですが15,600,000円の増となり、39,300,000円となります。引き続き、恵庭小学校環境整備事業費の補正予算について説明させていただきます。41ページをご覧ください。老朽化した恵庭小学校の外部給排水設備、外部物置について工事を行うための補正となり合計27,852,000円の工事費となり、42ページのとおり全額令和5年度に繰り越しを致します。この工事については、エレベータの設置工事も同時に行うことになっており、工事を補正繰り越しする予定ですが、文科

省交付金の内示がまだきてないため、内示がありましたら次回教育委員会でご説明いたします。さらに、引き続きまして本日急遽決まりまして机上配布資料となります、小中学校防犯カメラ整備事業の補正予算になります。この事業は委員会でも報告させていただいた中学校の盗難事件もあったことから、犯罪の抑制、抑止を目的とし、市内小中学校の玄関と職員室に防犯カメラを設置する事業となります。春休みを中心として設置を予定しているため、補正予算にて令和4年度に実施するものです。小学校費の備品購入費として、4,174,000円を補正いたします。続きまして2枚目をご覧ください。中学校費の備品購入費として2,757,000円を補正するものです。以上、簡単にご説明申し上げましたが、このとおり第1回定例会に議案として提出することとしてよろしいか、ご審議いただき、ご承認していただけるよう、お願い申し上げます。

教育長 議案第6号 補正予算について、ご質疑等はございますか。

各委員 (なしの声)

教育長 それではお諮りいたします。議案第6号補正予算について原案のとおりでよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

教育長 議案第6号については、原案のとおりとします。
以上で議案第6号について終了いたします。

続いて日程4、報告に入ります。

報告1は令和4年第4回定例会一般質問についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告1は令和4年第4回定例会一般質問について、ご報告をさせていただきます。第4回定例会は11月25日に開会し12月13日までの19日間の会期で開催されました。その間、11月30日から3日間で、議員10名の一般質問が行われ、そのうち教育委員会関連の質問がありました4名の議員の答弁概要につきまして、報告させていただきます。

はじめに資料1ページをご覧ください。一般質問の初日、11月30日自民党石井議員から3点の質問がありました。まず1点目ですが、ヒューマン・コミュニケーション事業について、これまでの経過、現状、課題についての質問です。答弁ですが、はじめにこれまでの経過についてであります。平成28年度から柏陽中学校において、生徒と赤ちゃん親子との関わりを通して、命の尊さやコミュニケーションの大切さを学ぶ「赤ちゃん登校日」授業を実施してきたほか、児童生徒や教職員、市民や市職員に対し、ヒューマン・コミュニケーション講座を実施してきたところであります。次に、現状についてであります。感染症の影響により、令和2年度から「赤ちゃん登校

日」授業は実施できておりませんが、授業や教職員研修において、ヒューマン・コミュニケーション講座を継続して実施しており、自己肯定感の醸成など、豊かな人間性を育むため、今後も実施して参ります。次に、課題についてであります。コロナ禍における実施方法や、講師を担う人材の確保・育成が課題と考えております、と答弁しております。

次に2ページをご覧ください。石井議員の2点目は、不登校児童生徒に関する施策について、人数、不登校の要因、きっかけをお伺いします、という質問です。答弁でございますが、はじめに、本市の不登校児童生徒の人数についてであります。令和3年度の不登校児童生徒数は、小学校が50人、中学校が119人、合わせて169人となっております。これまでで最も多い状況となっております。不登校の要因につきましては、令和3年度の調査結果によりますと、小学校、中学校共に無気力、不安が最も高く、いずれも80%以上の割合を示しており、その他、いじめを除く友人関係をめぐる問題や親子の関わり方、さらには、学業の不振などが挙げられております。不登校に至ったきっかけは児童生徒一人一人様々であると思われませんが、不登校が長くなることで、原因は変化し、学習の遅れや、生活リズムの乱れなどの要因も加わることで原因が複雑化しているものと分析しております、と答弁しております。

3点目は、不登校児童生徒に関する施策についてのうち、本市が行っている施策の現状と課題についての質問です。答弁ですが、本市が行っている施策の現状についてであります。児童生徒や保護者のスクールカウンセラー活用事業や、学校や家庭、福祉関係などとの繋ぎや支援を行うスクールソーシャルワーカー配置事業、また、児童生徒の自宅へ地域の大学生を派遣するメンタルフレンド派遣事業、さらには、学校へ通えない児童生徒の教科学習等の支援を行う適応指導教室運営事業などを実施しております。課題といたしましては、子どもたち一人一人の実情に応じたきめ細やかな支援を行うために、人の手が必要となりますが、不登校児童生徒が急激に増えたことによる支援員の不足や、家庭訪問による支援などが、コロナ禍により実施が難しい状況となっていることが課題と考えております、と答弁しております。

次に3ページをご覧ください。12月1日、公明党松島議員から、6点の質問がありました。はじめに、学校施設の安全で快適なトイレ整備について、3点の質問です。1点目はトイレの洋式化の現状と課題についての質問です。答弁についてですが、小・中学校のトイレの洋式化の現状についてであります。これまでは、衛生面から直接便座に座りたくない児童生徒に配慮し、和式を中心に設置しておりましたが、家庭をはじめ社会的な洋式トイレの普及に伴い、新設のトイレではすべて洋式トイレを採用することとしております。また、課題といたしましては、現在の学校トイレは和式トイレの数に比べ洋式トイレの数が少ないため、和式を使用することができない児童も多く、トイレ不足が課題となっております。さらに、学校トイレは床に水を流し清掃を行うトイレが主流であり、細菌の増加や匂い等の原因となる可能性もあり、清潔に保つことが課題と考えております、と答弁しております。2点目は、トイレの洋式化の今後の計画についての質問です。答弁についてですが、様式化トイレの洋式化の今後の計画についてであります。学校トイレは、小中学校の長寿命化改修事業にあわせて改修するほか、老朽化が著しい学校から計画的に洋式トイレや衛生的に水を使わない床への改修工事を進めて参りたいと考えております、と答弁しております。3点目は、

安全で安心な避難所となっているトイレの整備についての質問です。答弁についてですが、安全で安心な避難所となっているトイレの整備についてであります。市内の小中学校13校の全てに多目的トイレを設置しており、車いすでの利用も可能となっております。また、非常時に少ない水量で利用できるトイレにつきましても、更新時には各トイレに最低一か所設置し、防災機能の強化を図るよう検討して参ります、と答弁しております。

続きまして4ページをご覧ください。松島議員の質問の続きです。

通学路の安全対策について3点の質問です。1点目は、通学路合同点検のスケジュールについての質問です。答弁でございますが、はじめに通学路合同点検のスケジュールについてであります。毎年、4月から5月にかけて、各学校において通学路の点検作業及び安全指導を行い、本年度の通学路の報告と合わせて、通学路の新たな危険箇所の追加や削除と、合同点検の希望箇所について各学校から報告していただいております。その後、市教委において結果をまとめ、例年8月までに第1回目の恵庭市通学路安全推進会議を開催し、危険箇所の確認や、その年に実施する合同点検箇所及び実施日程等を決定いたします。合同点検は、年1回の点検を基本とし、例年、雪が降る前の9月から10月の間に実施しております、と答弁しております。2点目は、通学路の危険箇所についての質問です。答弁であります。次に通学路の危険箇所についてであります。通学路の危険箇所は通学路安全プログラム策定以降、積み上げ方式で追加や削除等を繰り返しており、令和4年度現在の危険箇所は、市内で148か所となっており、市のホームページで公開しております、と答弁しております。最後に3点目は、通学路の安全対策の課題についての質問です。答弁であります。最後に通学路の安全対策の課題についてであります。各学校からの要望には、信号機や横断歩道、ガードレールの設置などハード整備に関するもののほか、空き家の屋根の雪対策、店舗の駐車場の出入口など民地に関するものもあり、合同点検において危険が確認できても、ハード整備等早急な安全対策がとれない場合や、行政機関のみでは、解決できない箇所もあることが課題と考えております、と答弁しております。

続きまして5ページをご覧ください。12月2日、民主春風の会武藤議員から3点の質問です。1点目は、不登校対策について、現状とコロナ禍以前からどのように推移しているのかについての質問です。答弁であります。令和3年度の不登校児童生徒数についてであります。小学校が50人、中学校が119人、合わせて169人となっており、これまでで最も多い状況となっております。次に、コロナ禍以前の平成30年度との比較では、小学校が約3倍、中学校が約1.6倍に増えている状況となっております、と答弁しております。2点目は読書活動と図書館運営の成果と課題についてのうち、コロナ禍での状況を踏まえた読書活動についての質問です。答弁でございますが、はじめに、読書活動についてであります。令和2年度末より図書館恵庭分館において、カードレスIC化を実施し、非接触での本の貸出・返却ができるように、手のひら認証システムを導入しております。また、令和3年度からはインターネット環境があれば、いつでもどこでも読書を楽しめる「えにわ電子図書館」の運営を開始しております、と答弁しております。最後3点目は、図書館運営の成果についての質問です。答弁であります。次に図書館運営の成果についてであります。コロナ禍にあ

っては、臨時休館や蔓延防止対策として閲覧室の一部撤去、AVブースの利用停止、事業やイベントの中止や延期などサービスを縮小することを余儀なくされましたが、その中においても図書のインターネット予約や高齢者等宅配サービスの増加がみられました。こうして図書館が本を提供することで、利用者の家庭で過ごす時間が有意義なものになり、不要な外出を減らし、安全に家庭で過ごすことに寄与できる支援となったのではないかと考えております。課題につきましては、「おはなしの会」やイベントなどの開催ができず、図書館ボランティアの皆さんの活動の場が、減ってしまったことがあると考えております、と答弁しております。

続きまして6ページをご覧ください。最後に、12月2日、市民と歩む会新岡議員からの質問です。図書館における政治的中立性の確保において、どのように問題があるとして判断したのかについての質問です。答弁であります。恵庭市立図書館では、日本図書館協会による「図書館の自由に関する宣言」により、市民の知る自由を保障する機関として、市民の資料要求に答えられるよう資料の選択及び収集を行っております。また、教育機関としての図書館に必要な要素の中のひとつに、政治的な中立性の確保が必要とされております。これにより、全ての市民に公平に資料などを提供することとしております。一方で、市立図書館へのポスターなどの掲示等につきましては、市民への行政サービスのひとつとして、公共性のあるものや生涯学習の推進、読書活動の推進に寄与するものについて依頼があり、それを掲示するスペースが確保できる場合は、図書館を運営する指定管理者が判断し、情報発信に活用しております。なお、指定管理者においては、窓口職員で判断がつかないものについて、指定管理者の責任者が掲示の可否を判断していると聞いております、と答弁しております。私からは以上です。

教 育 長

報告1について、ご質問等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ以上で、報告1について終了いたします。

続いて報告2は ステップルームについて です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは報告2、ステップルームについて報告いたします。資料7ページをご覧ください。ステップルームについてですが、不登校対策事業として令和4年6月より、校内教育支援センター(ステップルーム)として島松小学校内に試行的に開設し、実施してきたところであります。このたび、学校と協議のうえ、1月20日から校内から出して、校外である、島松憩の家に試行開設し、運営することとなりましたので報告いたします。運営につきましては、校内教育支援センターで実施している内容と変わりますが、校外になりますことから、対象を島松、恵み野地区の不登校傾向にある児童生徒をメインに働きかけ、また、校長会でも周知し、全校対象に広く呼び掛けていく予定です。次に、資料はありませんが、ステップルームの経緯・経過について、報告いたします。校内教育支援センターを設置した経緯につきましては、以前から不登校対策事業を検討する中で、島松地区は、ふれあいルームが遠くて通いづらい、通って

も長続きしないといった課題があり、また、恵北中学校や島松小学校から相談を受けていたことから、昨年6月に島松小学校内に校内教育支援センターを試行的に設置し、教育支援課の青少年指導員1名を派遣して、不登校児童の支援を行いながら、不登校対策事業やふれあいルームの在り方について検討してきたところです。設置後の経過ですが、島松小学校や恵北中学校と協議をしながら進めており、6月から8月までは、島松小学校内に週5日で実施し、その結果、恵北中学校生徒にも働きかけを行いました。9月からは恵北中学校に週2回、島松小学校に週3回指導員を派遣しそれぞれの校内で支援を行い、その後、不登校の人数が多く、受験を控えている中学校をメインに支援が必要といった視点から、11月から12月は恵北中学校内に週5回開設し、試行運用してきました。島松小学校では、8人の児童(延べ182人)が利用しました。8人うち、2人が長欠報告に報告されている不登校児童で、6人は学校に登校できるけど、教室に入れないなどの課題を抱えている児童でした。恵北中学校では、15人の生徒(延べ49人)が利用しました。15人うち、10人が長欠報告に報告されている不登校生徒で、5人は学校に登校できるけど、教室に入れないなどの課題を抱えている生徒が利用している状況でした。実人数では中学生の方が多く利用しておりますが、延べ人数では小学生の方が多く利用しております。実績から考察しますと、校内教育支援センターは、学校に登校できるけど教室に行けないなど、不登校の兆候が比較的早期の段階にある児童生徒に対して、個別の学習支援や、相談支援に繋げ、指導員との信頼関係を構築することで、不登校を重度化させない効果などが期待できると考えられます。協議の中では、学校に来ることができない重度の児童生徒には、学校以外の場所での居場所も必要だという意見などをいただき、試行については、教職員の負担軽減に繋がったと評価をいただいております。また、市教委としましては、恵み野地区の児童生徒もふれあいに通級している割合が低く、恵み野地区の児童生徒に対して支援できる場所が必要だという視点も加え検討を行ってきました。今後は、校内にも居場所が必要であるという考えのもと、島松小学校、恵北中学校では、校内の別室を活用した居場所づくりにつきましては、学校体制の中で継続していただくこととします。また、試行継続中ということですので、今後も学校と連携し、協議を重ねながら、不登校児童生徒への支援の在り方、ステップルームの方向性などを決めていきたいと考えております。報告は以上となります。

教 育 長

報告2 について、ご質疑等はございますか。

委 員

ふれあいルームを利用する児童生徒は、自主的に来ているのですか、それとも保護者が連れて来ているのですか。

事 務 局

どちらもあります。

委 員

いまのところは試行的ということですが、去年の段階では、そこから普通に通学ができるようになった人数は把握できているのでしょうか。ステップルームを活用することによって、そのあと普通に登校することができたというような実績についてはいかが

でしょうか。

事務局

ステップルームで登校できるようになった事例は、小学校で1件あったのですが、その後また不登校になっているという状況です。なかなか学校に来れるようになるということはないのですが、不登校の日数が減ったというような事例はあります。

教育長

他にございますか。

委員

このステップルームは、文教大学の中で行われているステップルームと同じものなのでしょうか。

事務局

文教大学には「学びの森」として教育支援センターを試行的に開設しております。そちらの状況としましては、1日当たり7～8名の方が利用しており、多い日は10名以上来ている日もあります。有明町のふれあいルームと文教大学の「学びの森」を合わせると20名以上となり、やはり1箇所だけでは狭隘化が課題ということが言えると思います。

委員

さきほど令和3年度の不登校の児童生徒数が169人ということでしたが、このうち何人くらいがステップルームに来ているのでしょうか。

事務局

ふれあいルーム、学びの森で合わせて50人、島松小学校と恵北中学校のステップルームを利用した方は23人という状況です。

教育長

恵庭中学校や柏小学校で行っている「ゆっくりルーム」との位置づけはどのようになっているのでしょうか。

事務局

校内の居場所という意味では同じなのですが、恵庭中学校と柏小学校は学校の自主運営として行っている点が異なります。ステップルームは教育委員会がどこに構えるか、という試行だったのですけれども、島松小学校、恵北中学校の校内での開設では、他校の子を呼び込めなかったという点について、委員会がどこに支援をしたらよいのかといったところが課題として残されました。今後は、学校としての役割と委員会としての役割をそれぞれ方向付けしていくことになるのかなと考えております。

教育長

その他、よろしいでしょうか。

(はいの声)

以上で、報告2について終了いたします。

続いて報告3は、第75回優良公民館表彰の受賞についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告3、第75回優良公民館表彰の受賞について、報告いたします。9ページをご覧ください。この度、島松公民館が、第75回優良公民館表彰を受賞いたしました。表彰式は2月3日（金）、文部科学省第1講堂で行われますが、教育長が出席予定となっております。次のページをご覧ください。全国で72館が表彰されております。表彰館一覧の一番上に島松公民館があります。デジタルデバイドの解消に向けた取り組みが評価されたものです。以上簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

教育長 報告3について、ご質疑等はございますか。

委員 デジタルデバイドの解消というものは具体的にどのような表彰なのでしょう。

事務局 デジタルデバイドの解消は、デジタル基盤の整備ということで、公民館は割合としてあまりWi-Fi整備が進んでいなかったのですが、島松公民館は早期に整備したということで表彰対象となりました。そしてオンラインによる講座の開設、初心者のためのスマートフォン教室、北海道が運営する新型コロナウイルスワクチン接種のweb予約の入力支援等を行った結果、評価されたものです。

教育長 その他、ございますでしょうか。

各委員 （なしの声）

教育長 以上で、報告3について終了いたします。
続いて日程5、その他について事務局お願いします。

事務局 資料はありませんが、現在、図書館恵庭分館は、火曜日から日曜日は朝9時から9時30分、17時から19時まで、月曜日の休館日は9時から19時まで無人開館を試行実施しておりますが、無人開館中の貸出冊数も増加してきており、セルフ貸出の利用方法が浸透してきていると考えております。また、無人開館の課題としていたシステム機器も概ね安定してきていることから、1月17日から恵庭分館の無人開館時間を緑と語らい広場「えにあす」の開館時間とあわせ22時まで試行延長することとします。この後、利用状況、利用者のマナーなどを検証し、本格実施に向け検討していきたいと考えております。以上、無人開館の17日からの試行時間延長についてお知らせいたします。以上です。

教育長 何か質問等ありますでしょうか。なければその他、事務局からお願いします。

事務局 令和5年度始業式、入学式についてお知らせいたします。4月6日に実施していた始業式の日程について令和5年度の暦を考慮し、教室の環境整備、学級開きの準備をより丁寧に進めるため、また児童生徒の安心安全な学校生活をスタートさせるために、令和5年度は4月7日に実施することといたしました。これにあわせて令和5年度入学式も4月7日に実施いたします。また終業式も1日後ろ倒しして行うため、こ

の変更による年間授業日数の変更はございません。なお、石狩管内他市の公立小中学校は千歳市、江別市、石狩市、北広島市いずれも4月7日となっております。始業式、入学式の開始時刻等詳細につきましては、各学校より関係者にお知らせいたします。

(その他、次回の教育委員会の日程について確認)

教 育 長

そのほか、全体を通して何かありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

終 了